

# 個人所得分布構造の変動

—昭和29～33年の高額所得層の遷移を中心にして—

松 田 芳 郎

## 1 問題の所在

戦争後の経済構造の変容の一つに、所得分布構造のそれがしばしばあげられる。財閥解体・農地改革による地主制の崩壊による高額所得層の低所得化と労働運動による賃銀上昇の結果であるとされている。それは、先進資本主義国においてみられるとされている《所得革命 Income Revolution》<sup>1)</sup>と同一の方向に進んでいるのだと主張される場合もある。

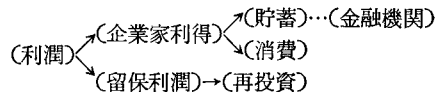
その実証的検討の面では、低所得層の部分については、戦前からの Pareto 曲線のあてはめによる近似の可能・不可能の問題（早川三代治教授等）を受けて、精力的な追求がなされている反面、高額所得層の部分については資料的制約の点から、1～2の例を除いては、かならずしも進んでいるとはいわれない。<sup>2)</sup>しかし、その吟味は、単純に所得が平等化したか否かといった点からだけでなく、次の点からも必要とされる。

1) 分配国民所得は、機能所得（賃銀・個人業主所得・利子所得等）からとらえられているが、貯蓄・消費の選択決定をなす、個人の貯蓄行動を支配する可処分所得は、これら機能所得の各種が合同した個人所得であるから、個人所得の面からとらえた分配

所得が考えられる必要がある。

そのとき高額所得層の貯蓄行動は2重の意味で重要である。一つは高額所得層において貯蓄性向が高いという周知の事実であり、一つは高額所得層には、いわゆる個人業主的所得であって、直接的に自己の企業に再投資されるものがあるということである。

2) 日本における法人企業はそのかなりの部分が経営と所有の分離した純粹の株式会社の法人企業というよりは、個人企業としての色彩が強いものである以上、



という系路を通るよりも、(企業家利得)→(再投資)という系路を通る可能性が大きい。それゆえ、高額所得層がどのような構成になっているかが問題となる。

さらにかかる意味での高額所得層が安定的であるならば、日本において、巨大（株式）企業だけでなく、いわゆる《中小》企業が併存しているという資本市場の構造を理解する手掛りを示してくれるともいえる。

1) Kuznets の提起以来、いろいろと通俗化されて誇大に論じられたものでもある。

Perlo [4]

2) 前者については、江見康治 [3] 後者については伊太知教授の諸稿参照。

以下においては、極めて限られた資料から、<sup>3)</sup> その点についての仮説をたててみた。その資料的制約からあくまでも、《大胆な》仮説の境を脱するものではない。

\* 本稿成立過程で、溝口敏行氏を中心とする私的研究会・IDEA 会での討論に負うところが多い。ただありうべき誤謬は筆者の責である。

## II 資料とその制約

所得分布の個々の主体の階層上の地位の安定・不安定を確定する資料はかならずしも豊富ではない。

以下の分析に使用したのは、税務統計を利用した資料であり、国税庁の個人所得についての標本調査による移行分布表（以下資料Aと呼ぶ）<sup>1)</sup> で、これには1,000万円以上の所得層は1クラスとして分類されている。その1,000万円以上の所得の分布の移行表については溝口敏行氏の未刊資料を同氏の好意により利用させて頂いた（以下資料Bと呼ぶ）。<sup>2)</sup> ただ資料Bは農業外所得を抜いていないので、資料Aについても、それに対応するものを用いた。ただ昭和（以下Sで略記す）29—30年表は資料Bにはない。又資料Aに於ては基準時点の所得者がどのように復活したかを示す資料BのS30—S32, S30—33

表に対応する移行分布表は得られない。

この資料の利用については、それが税務統計の利用<sup>3)</sup> であるところから、S. Kuznets の推計に対して V. Perlo が加えたと同様な、高額所得層の申告所得は、実際の所得より低く申告されているかもしれないという批判が加えられるかもしれない。しかし、本稿に於ては、所得の平等化・不平等化の問題を、絶対所得水準を問題として考えるのではなく、相対的所得水準とその位置の安定性の問題として考えようとするのであるから、かかる批判は回避しようとする。

## III 景気変動と所得分布

### 1. 移行分布図

この所得分布の移行分布表を、等高線 graph で図示する。（両対数座標である。又、0以下は正確には、一直線となるのであるが見やすくするために、鳥型に描いた）

この移行分布図に於て対角線上に存在する個体は、同一の所得階層で動かなかったことを示す。対角線より上の個体は、所得の減少（したものを示している、又下は、所得階層の上昇を示している。ただ、原表のきざみ等間隔でない）ため、所得が上昇す

3) 本稿作成の基礎資料である溝口敏行氏の [1] manuscript. (IDEA 会報告) を同氏が心よく貸与されたことについて感謝の意を申しのべたい。

1) 国税庁 [4] 附録参照。

以下の抽出率で標本設計がなされている。

	S30年前	S31 以後	
営業所得者	$\left\{ \begin{array}{l} 200 \text{ 万円超} \\ 200 \text{ 万円以下} \end{array} \right\}$	$\left\{ \begin{array}{l} \frac{1}{1} \\ \frac{1}{50} \end{array} \right\}$	同
農業所得者	$\left\{ \begin{array}{l} 70 \text{ 万円超} \\ 70 \text{ 万円以下} \end{array} \right\}$	$\left\{ \begin{array}{l} \frac{1}{1} \\ \frac{1}{50} \end{array} \right\}$	$\left\{ \begin{array}{l} \frac{1}{1} \\ \frac{1}{30} \end{array} \right\}$
その他の事業所得者	$\left\{ \begin{array}{l} 200 \text{ 万円超} \\ 200 \text{ 万円以下} \end{array} \right\}$	$\left\{ \begin{array}{l} \frac{1}{1} \\ \frac{1}{10} \end{array} \right\}$	同
その他の所得者	$\left\{ \begin{array}{l} 500 \text{ 万円超} \\ 500 \text{ 万円以下} \end{array} \right\}$	$\left\{ \begin{array}{l} \frac{1}{1} \\ \frac{1}{20} \end{array} \right\}$	$\left\{ \begin{array}{l} \frac{1}{1} \\ \frac{1}{30} \end{array} \right\}$

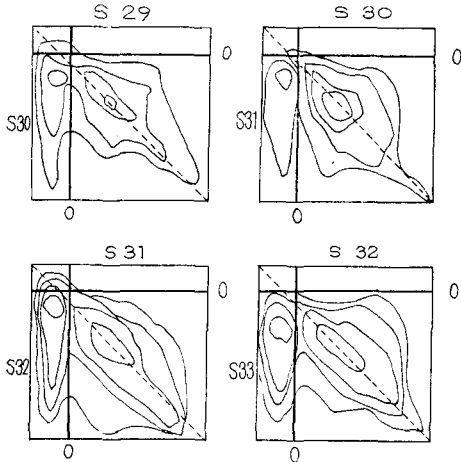
2) 溝口 [1] をもとにして、作成した graph をのせる。資料Bの総数は、資料Aから得られる総数より小である。このもれの原因についてはまだ確定出来ない。

3) 税務統計とその他の所得統計との差については、江見 [2] が詳しい。

るほど、安定的にあらわされる<sup>2)</sup>が、高額所得者の所得変動は、低額所得者の同一額の変動とは、その重要性の比重が異なるから、問題はないとも考えられる。

2. 景気変動と所得分布

S29~S33 資料A



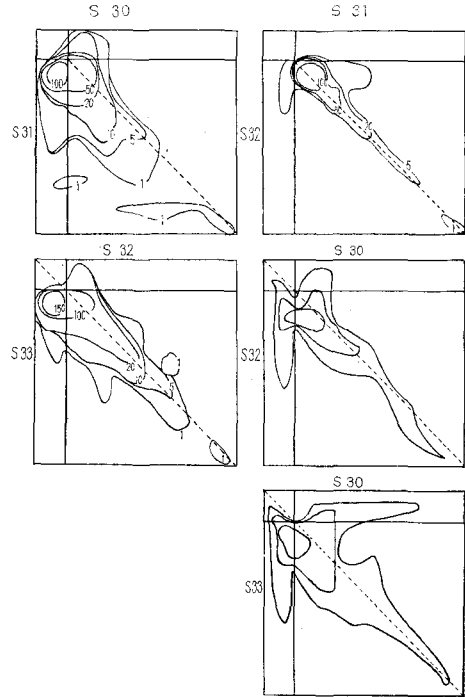
第1図と附表・移行確率表より、次のことが考えられる。0 以下の新参入 new entry の分布をモード20万—30万のクラスにあることは変わらないがそのクラスの占める比重は相対的に減少し、上方に shift して40—50万の階層に吸収されている。このこと、すなわち、所得の上方転位の傾向は、他の所得階層についてもいわれる傾向である。

ただ注目すべきことは、上層（40万以上）においては、S29—30 よりS30—31 が急速に所得者数は

上昇し、S31—32、S32—33 と再びその数は下落しているが、29—30水準には落ちないのに対して、これ以下の階層は、S32—33 の下落が激しいことが注目される。これは景気変動の影響によるものと考えられる。この動きは全体の移行様式にもあてはまる。

すなわちS29の slump から脱却し、30年以降の boom に対応した所得の上昇、32年の5月からの小

S30~S33 資料B



1) 階層は資料Aでは、次の12階層である。

0—10—20—30—40—50—70—100—200—500—1000→以上（単位万円）。

2) 今分布表の0年に於て*i*階層*t*年に於て*j*階層に属するものの数を  $a_{ij}$  とすると

$$A = [a_{ij}] \quad a_i = \sum_j a_{ij}$$

であるから、移行確率  $P$  は、

$$P = [a_{ij}/a_i] = [p_{ij}] \text{ 但し } \sum_j p_{ij} = 1$$

で示される。資料Aについて求めたものを附表に記載した。

景気後退と33年下期の回復の動きに対応している。低所得の分位が比較的景気に敏感に反応しているのに対して70万以上の層は①その上昇が景気回復に対して遅れを伴っているのに対し、②後退のときは同一に動いている。

このことは1000万以上の高額所得層の動きをみるとき②の点はなおいっそう明瞭にみられる。

①の点についてはS29—30 matrixがないので、明確なことはいわれない。

再び1図に戻ってみると、200—500万の部分が安定してその層にいる率が減少していることは、32年のslumpが特にこの層にひびいたのかもしれない。これは個人業主所得＝中・小企業家所得の受けた圧力ではないかと解しうる。

この階層、またこれ以下階層の変動の巾がきわだたて大きいのに対し、1000万以上の所得層の変動がきわめて安定的であることは注目すべき対比を示している。ただ、この安定性には大きな限定が付される。30—31、32—33において、かなりの脱落が生じ、32、33に再びentryするものは、30に脱落したものと、大部分別個の個体であって、(一度脱落したものが再参入することの難しいということである。1)

#### IV 高額所得層の構造

資料Bにおいて、申告者が主たる所得源泉として申告した会社による移行表がみられる。このとき、その申告源泉が単一であって、同時に複数個のそれと関係のあるときも1つしか示されないということと、その1つが客観的にみても、妥当なものをあげているという保障はない、という2つの留保をおいて再分類してみる。そのときの再分類の指標は、

1) 近代的株式会社であることの指標として、三菱の本邦事業成績分析に採用されている会社(株式市場に上場)であるか、ないか、をえらび、

2) 個人会社の特質の指標として、同一会社内に含まれる個体のうち、同じ姓をもつものを同一血縁関係をもつものとして、1家族として扱う。

この表から、わかることは、①三菱dataに採用会社中わずかに約百数社が入っているにすぎない、又、その家族数は、食品加工などを除いては、ほとんど人数と一致している。(附表BのM型企業)

②個人会社のもののうち8割が「会社年鑑」では分類可能な一応、近代的市場占拠率の高い大企業でoligopotor的大企業でないものである。

③石炭鉱業において、参入と脱落とが激しく、しかも、そのうちには、上述の意味でのoligopotersは入っていない。

これだけから、何らかの推論をくだすのは、きわめて危険であるけれども、一応次のような仮説を立ててみる。

a) 日本の高額所得層は、個人会社の大企業に属するものの比重が高く、いわゆる通常oligopotorとみなされるような企業については、戦前のような、個人財閥による独占体といった形で、個人所得に還元されるといったことは、一応上記の数字からはみられない。

b) この個人会社の大企業が、安定していることは、これが同時に、再投資の主要源泉となっていると考えられる。これは、資本供給の構造からは、大企業・中小企業という二重構造ではなく、《近代的な大企業・個人企業的大企業・中小企業》という重層した形態をとっているのではないかとすることを

1) ただこの場合、脱落に景気変動以外の、死亡による脱落のある可能性を含む

2) かかる高額所得層の安定性と、非高額所得層の非安定性は、貯蓄・消費のmacro時系列函数に過去の最高所得水準の有意にあらわれないことに対して、一つの仮説を提供する。すなわち《個人貯蓄の圧倒的比重を占める高額層に於て、過去の所得それ自体が最高所得であるために、他の部分の変動が打ち消されて表面化しない》ということである。

推定させる。

この仮説については当然幾つかの留保が必要である。

1) 500—1000万の階層に、*oligopoters* の支配層が密集しているということが考えられ、この場合は、純粹の個人所得として考えるとその比重は大きなものである。

2) さらに、これらが、他の複数個の企業の支配層としてあるかどうかということが大きな問題である。

以上のことは、あくまでも推論の域を脱しない。一層の整備された data が公表されることが望ましい。(1961・1・末日)

参考文献

- [1] 溝口敏行：高額所得層の分布(Manuscript)
- [2] 江見康一他：戦前戦後における所得分布統計資料集
- [3] 同 上：抛田能力調査に関する中間報告
- [4] 国税庁編：国税庁統計年報書
- [5] V.Perlo：*The Income Revolution*, 1954

A 所得分布移行確率

		S29												
		O	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X	XI	
S30	I		24	+	+	+	+		+					
	II	23	52	52	4	1	7	+	+	+				
	III	50	12	45	69	16	7	3	2	+			32	
	IV	15	4	3	25	59	19	8	3	+				
	V	5	1	+	2	20	49	18	4	1	+	9		
	VI	3	+	+	+	3	22	55	8	4		+	+	
	VII	1	+	+	+	+	16	15	54	18	3	+	18	
	VIII	1	+	+	+	+	+	+	16	78	19	+	+	
	IX	+	+	+	+	+	+	+	+	2	8	73	13	+
	X	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	5	66	6
	XI	+				+		+	+	+	+	+	5	87

分類：本文33頁注1，単位：10<sup>-3</sup>

		S30												
		O	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X	XI	
S31	I	5	33	1	+	+		+		+				
	II	18	44	60	4	7	4	+		+				
	III	38	15	34	67	13	4	2	1	+	+			
	IV	25	5	4	26	54	21	3	3	1				
	V	10	3	9	21	17	44	15	3	2	+	+		
	VI	6	2	5	7	4	22	55	15	5	+			
	VII	3	+	1	2	+	2	17	60	15	+			
	VIII	3	+	1	+	+	7	6	16	49	5			
	IX	+	+	+	+	+	+	+	+	1	26	84	10	+
	X	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	8	73	+
	XI	+	+	+		+	+	+	+	+	+	+	14	84

		S31											
		O	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X	XI
S32	I	2	18	+	+	+	+	+	+			+	
	II	16	47	54	3	+	+	+	+	+			
	III	41	20	38	66	12	3	2	1	+	+		
	IV	20	6	4	26	59	16	5	2	+	+	+	
	V	7	3	1	3	21	48	11	3	1	2	5	
	VI	6	2	+	+	4	28	55	11	3	+	19	4
	VII	2	+	+	+	+	3	22	56	8	1	+	4
	VIII	2	+	+	+	+	+	4	26	72	8	3	17
	IX	+	+	+	+	+	+	+	1	14	78	18	+
	X	+	+	+	+	+	+	+	+	+	9	49	5
	XI	+				+	+	+	+	+	+	12	65

		S32											
		O	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X	XI
S33	I	1	28	1	+	+		+					
	II	11	39	60	3	6	+	+	+	+	48		
	III	44	23	32	67	14	4	2	1	+	+		
	IV	23	5	3	23	63	21	7	3	1	+		
	V	8	2	2	3	18	48	14	4	1	+		
	VI	6	2	+	1	3	2	57	17	4	+	2	7
	VII	3	+	+	+	+	+	16	56	11	1	+	
	VIII	2	+	+	+	+	+	2	16	69	5	+	
	IX	+			+	+	+	+	7	11	39	5	1
	X	+				+	+	+	+	+	3	82	18
	XI								+	+		+	10

B 高 額 所 得 者 産 業 別 構 成 (自 由 業 を 除 く)

I-1 石炭・金属鉱業 (括弧内は金属)

参 入	存 続	I-1 石炭・金属鉱業 (括弧内は金属)			
		S30	31S	S32	S33
S30(人数)	N	9 (5)	6 (3)	5 (3)	2 (2)
	(企業数)B	7 (5)	6 (3)	5 (3)	2 (2)
	(家族数)F	7 (5)	6 (3)	5 (3)	2 (2)
S31	N		10 (4)*	10 (4)*	8 (3)*
	B		9 (4)*	9 (4)*	7 (3)*
	F		9 (4)*	9 (4)*	7 (3)*
S32	N			2	1
	B			2	1
	F			2	1
S33	N				4 (1)
	B				3 (1)
	F				3 (1)
		(* M型社を含む)			
和	N	9 (5)	16 (7)*	17 (7)*	14 (6)*
	B	7 (5)	14 (7)*	16 (7)*	11 (6)*
	F	7 (5)	14 (7)*	16 (7)	11 (6)*

I-2 山林漁業

参 入	存 続	I-2 山林漁業			
		S30	S31	S32	S33
S30	N	11	8	9	8
	B	6	4	5	4
	F	6	4	5	4
S31	N		6	6	5
	B		6	6	5
	F		6	6	5
S32	N				
	B				
	F				
S33	N				4
	B				4
	F				4
和	N	11	15	15	12
	B	6	8	8	10
	F	6	8	8	10

II-1 製 造 業 (Mは近代型, Sは個人企業型)

参 入	存 続	II-1 製 造 業 (Mは近代型, Sは個人企業型)							
		S30		S31		S32		S33	
		M	S	M	S	M	S	M	S
S30	N	62	54	59	49	59	45	90	41
	B	39	42	38	34	38	35	39	32
	F	51	37	49	37	49	38	49	38
S31	N			36	41	36	41	30	38
	B			33	30	33	30	27	12
	F			36	30	36	36	30	14
S32	N								
	B								
	F								
S33	N							56	46
	B							46	43
	F							52	43
和	N	62	54	95	85	96	86	146	105
	B	39	42	57	67	90	59	99	95
	F	51	37	83	66	84	68	127	103

II-2 建 設 業

参 入	存 続	II-2 建 設 業							
		S30		S31		S32		S33	
		M	S	M	S	M	S	M	S
S30	N	2	5	2	5	2	5	2	5
	B	2	5	2	5	2	5	2	5
	F	2	5	2	5	2	5	2	5
S31	N			2		2		2	
	B			2		2		2	
	F			2		2		2	
S32	N								
	B								
	F								
S33	N								
	B								
	F								
和	N	2	5	2	7	2	7	7	16
	B	2	5	2	7	2	7	2	10
	S	2	5	2	7	2	7	2	12

(42頁につづく)

(36頁よりつづく)

Ⅲ-1 卸売小売 (括弧内は商社と考えられる分類不能)

		S30	S31	S32	S33
S30	N	27* (6)	21* (4)	22* (4)	21* (4)
	B	22* (3)	16* (2)	17* (2)	16* (2)
	F	23* (5)	18* (3)	19* (3)	16* (3)
S31	N		24* (5)	24* (5)	19* (5)
	B		20* (5)	20* (5)	15* (4)
	F		20* (5)	20* (5)	15* (5)
S32	N				
	B				
	F				
S33	N	(* M型社を含む)			32 (2)
	B				26 (2)
	F				26 (2)
和	N	27* (6)	45* (10)	46* (10)	72* (11)
	B	22* (3)	34* (8)	35* (8)	52* (8)
	F	23* (5)	37* (9)	38* (9)	56* (9)

Ⅲ-2 金融・不動産 (括弧内運輸・サービス業)

		S30	S31	S32	S33
S30	N	7 (9)	4 (7)	4 (7)	3 (6)
	B	7 (9)	4 (7)	4 (7)	3 (6)
	F	7 (9)	4 (7)	4 (7)	3 (6)
S31	N		5 (3)	5 (2)	5 (2)
	B		5 (3)	5 (2)	5 (2)
	S		5 (3)	5 (2)	5 (2)
S32	N				
	B				
	S				
S33	N				6 (17)
	B				6 (15)
	F				6 (15)
和	N	7 (9)	9 (10)	9 (9)	14 (25)
	B	7 (9)	9 (10)	9 (9)	13 (20)
	F	7 (7)	9 (10)	9 (9)	13 (23)